

免税事業者とは
お取引できません!!
そう言われる前に...

インボイス制度

ご参加
ください!

✓ 事業者と取引をしている方

✓ 仕入れ税額控除について知りたい方

✓ 課税事業者になるべきかどうか悩まれている方 など

2021年10月1日からインボイス制度の事前登録が開始されました

軽減税率制度と同時に規定されたインボイス方式の導入は、2023年10月1日から施行される予定です。このインボイス方式とは、従来の区分記載請求書等(10%と8%に区分して記載した請求書等)に代えて、インボイス(税額票)である「適格請求書等」の保存を仕入税額控除の適用要件とする制度です。

この「適格請求書等」を発行するには様々な義務を負うこととなります。本講習会では、インボイス方式の概要から実務上対応のポイントについて、電子帳簿保存法とあわせ分かりやすく解説いたします。

日時 2021年 **12月3日(金)**
14:00~16:00

場所 姫路商工会議所本館5階 501ホール

受講料 **無料** (どなたでもご参加いただけます)

定員 **30名** ※先着順

申込方法 **1 FAX・郵送** (下記申込書に必要事項をご記入の上、送付ください。)
2 インターネット (HP申込フォームよりお申し込みください。)
※新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、やむを得ず変更・中止する場合があります。
変更・中止等のご連絡は、原則FAXにて行います。

講座内容

- 1 インボイス制度とは
- 2 インボイス制度導入のスケジュール
- 3 インボイス方式に変わることによる影響と対策
- 4 インボイス制度は免税事業者こそ影響が大きい
- 5 電子帳簿保存法とは

講師

河合中小企業診断士・
社会保険労務士事務所 代表
かわい まさなお
河合 正尚 氏



会計事務所・製薬会社・名古屋のITベンチャーなど4社を経験。中堅IT企業の管理本部副部長を経て独立。その中でいくつもの倒産や合併を経験し、業務改善からインターネット通販サイト立ち上げ運用・決算業務・資金繰り・人事採用・各種銀行交渉・管理会計・制度会計・販売・販売管理・マーケティングなど様々な業務を経験する。

新型コロナウイルス感染症対策へのご理解とご協力をお願いいたします。

●参加者は全員マスクの着用をお願いいたします。●受付にて検温を実施させていただきます。●受付にアルコール消毒液を設置しておりますので、着席前に消毒をお願いいたします。●研修室内は定期的に換気を行います。お席によりましては暑さ・寒さを感じる場合もございますので、調節できる服装にてご参加ください。●ソーシャルディスタンスに配慮した配席とし、研修室内の密集を低減いたします。

12/3(金) インボイス制度講習会〈参加申込書〉

FAX 079-222-6005

事業所名			
所在地	〒	TEL	
		FAX	
参加者名	①	②	
E-mail			

※ご記入いただいた情報は、当所からの各種連絡、情報提供、講習会参加者の実態調査・分析のために利用するほか、講師に提供することがあります。